

平成16年2月24日
照会先 医政局医事課
泉（内線2564）、谷（内線2565）、宇都（2576）
直通 03-3595-2196

「罰金以上の刑に処せられた医師又は歯科医師」に係る法務省からの情報提供体制について

「罰金以上の刑に処せられた医師又は歯科医師」に係る情報提供について、法務省に協力依頼を行っていたところ、今般、各検察庁に対し通知していただいたところ。概要は下記のとおり。

1 情報提供の対象となる職種

職業が医師又は歯科医師と判明した者

2 情報提供の内容

- 情報提供の対象となる事件の範囲
「罰金以上の刑が含まれる事件」で公判請求した事件又は略式命令を請求した事件
(ただし、軽微な事件については、公判請求事件に限る)
- 情報提供の内容
 - ・ 公訴事実の要旨
 - ・ 判決結果及び事実の要旨（控訴審、上告審を含む）

3 情報提供開始時期

- 通知日（2月23日）以降、起訴又は判決が行われる都度、順次、法務省から情報を提供いただく。

※ 提供された情報を厚生労働省で調査のうえ、行政処分を審議する

[トップへ](#)